

家族の皆さんも知ってください

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

昨年4月からスタートした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、これまで国においてさまざまな見直しが行われてきました。今後も見直しが予想されますが、現時点での制度のしくみをお知らせします。75歳以上の対象の人だけでなく、ご家族の人もご覧ください。

また、長寿医療制度の前身である老人保健制度のときからその医療費の一部は若い世代の人も負担しています。市民のみならずのご理解をお願いします。

お問い合わせ先 国 保険年金課 ☎30-6112番、FAX21-2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-5621-3013番

制度の仕組み

世界有数の医療水準を達成した国民皆保険制度をこれからも持続可能とするために、医療制度改革が行われてきました。その中で、長寿医療制度は、国民全体で高齢者の医療を支えるものとして、これまでの老人保健制度から移行し、平成20年4月にスタートしました。

長寿医療制度の対象となる人は下の表1のとおりです。加入は個人単位となり、長寿医療制度に加入すると、今まで

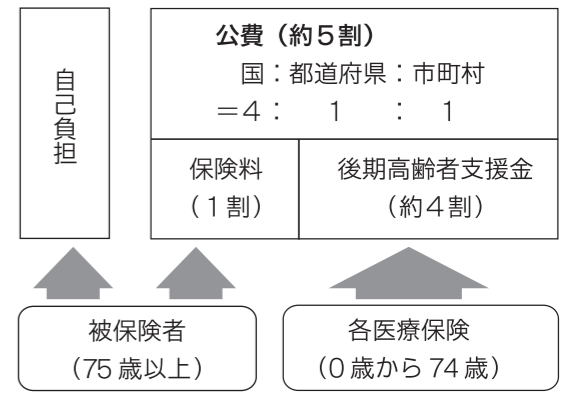
表1 長寿医療制度の対象者

- ▼75歳以上の人（誕生日から）
加入の手続きは不要です。誕生月の前月末頃に保険証を送付します。
- ▼65歳以上75歳未満の人で、一定の障害がある人（選択性）
加入の手続きが必要です。広域連合が認定した日から資格を取得します。74歳までは申請により辞退することができます。

の医療保険からは、脱退することになります。

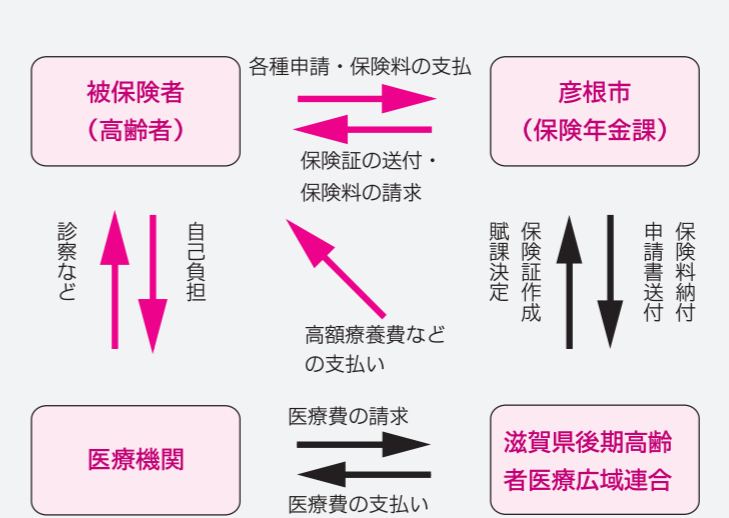
長寿医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各都道府県に設置された広域連合により運営されています。被保険者は、各地域の医療費に見合った保険料を負担することとなりました。右下の図1のとおり、高齢者の医療費は、医療機関などの窓口での自己負担分を除き、保険料が1割、公費（国・県・市の税金）が5割、現役世代の加入するほかの医療保険が4割を負担しています。

図1 高齢者の医療費の負担割合



また、左の図2で、長寿医療制度の仕組みを表しました。保険証の作成や、保険料の賦課の決定は、滋賀県下の市や町で構成する滋賀県後期高齢者医療広域連合で行います。そして、保険証の送付や、各種申請や届け出の受付などは、市役所が行います。

図2 長寿医療制度の仕組み



行政機関で行っていること

国 保険年金課

保険証の送付、各種申請書・届出書の受付、健診受診券の送付、保険料賦課通知書の送付、保険料の徴収、被保険者資格の異動

滋賀県後期高齢者医療広域連合

保険証の作成、療養費などの支払、健康増進の企画、医療費の支払、保険料の賦課決定

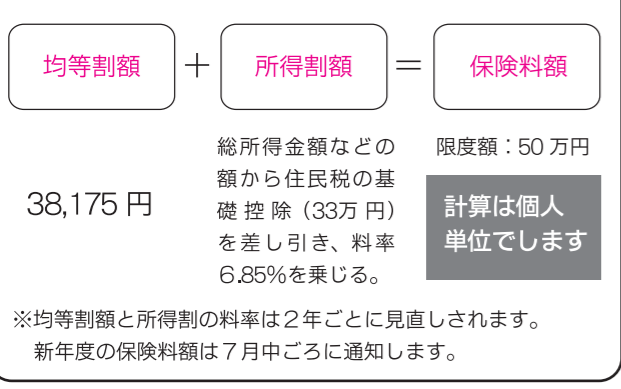
保険料の計算は個人単位です

長寿医療制度の保険料は、原則として個人ごとに計算します。均等割額と所得割額の合計額を年度内に納めます（図3）。ただし、75歳になった場合、他府県からの転入や、亡くなられた場合は、年額を月割で計算します。

また、所得割額のもとになる総所得金額は、賦課年度の前年の所得です。平成21年度の保険料は平成20年所得に基いて計算します。このため、前年の所得が確定していない4月などは仮徴収となります。また、他府県からの転入の場合は所得の確認がすぐできないことから、あとで所得割が加算されることがあります。

▼保険料の軽減については、世帯内の他の人の所得が影響します。

図3 保険料の内訳



※均等割額と所得割の料率は2年ごとに見直しされます。新年度の保険料額は7月中旬ごろに通知します。

表2 保険料の軽減割合

均等割額の軽減割合	軽減率
①判定の所得が基礎控除（33万円）以下	7割 （平成20年度は8.5割）
②①のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下（そのほかの所得がない）	9割 （平成21年度から適用）
③判定の所得が「基礎控除（33万円）+24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」以下	5割
④判定の所得が「基礎控除（33万円）+35万円×被保険者数」以下	2割
所得割額の軽減割合（平成21年度まで）	軽減率
総所得金額などの額が91万円（基礎控除後58万円）以下	5割

保険料軽減制度があります

賦課期日（4月1日）または、資格取得日現在での世帯主と世帯の被保険者全員の所得の合計額などによって、左の表2のように均等割額、所得割額が軽減されます。この場合の所得は、65歳以上の公的年金所得にかかる雑所得から、最大15万円を控除し、専従者控除や土地建物などの譲渡所得にかかる特別控除の適用前で計算します。

被用者保険（国民健康保険以外の健康保険）の被扶養者であった人は、平成20年4月から9月まで保険料を全額免除していましたが、10月以降は、所得割額免除と均等割額9割軽減で計算します（資格取得月から2年間）。

保険料の納め方について

原則、基礎年金などから特別徴収（天引き）となります。4・6・8月は、その年の2月の保険料の金額で仮徴収し、確定した年間保険料から仮徴収額を差し引き、10月以降の3回で徴収します。普通徴収の場合は、7月から翌年の3月までの9回に分けて毎月納めていただきます。納付書で金融機関やコンビニで納められますが、自動的に納めることができる口座振替がお勧めです。

年金から特別徴収できない人は

- ①加入や転入されて半年までの人
 - ②介護保険料が天引きされていない人
 - ③介護保険料との合算額が、天引きしよとすると基礎年金等の金額の2分の1以上の人（複数の年金を受給されている場合はご注意ください）
 - ④保険料額が途中で減額になった人
- ▼申請すると、年金からの天引きから、口座振替に変更できます。希望の人は、保険証と通帳と金融機関の届出印を持って窓口にお越しください。
- ▼中止するのに3か月ほどかかります。また、保険料に未納がある場合、申し込みただけの場合があります。
- ▼平成20年度保険料の軽減措置によって、多くの人が普通徴収に変更されました（右の④）。年度内で完納になった人は、平成21年度保険料を、7月から普通徴収として納めることになります。
- ▼所得税などの申告において、年金から特別徴収される保険料は、本人以外の社会保険料控除の対象になりません。

表3 1月あたりの自己負担限度

自己負担割合・所得区分	1割	
	外来（個人単位）	入院・外来（世帯単位）
世帯全員住民税非課税で総所得金額0円で年金収入80万円以下または老齢福祉年金受給者	8,000円	15,000円（※①）
世帯全員住民税非課税一般		24,600円（※②）
3割（現役並み所得者）	12,000円	44,400円
	44,400円	80,100円+1%（※③）

※①・② 申請し交付される限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示すると、入院時の自己負担限度額までの負担（保険適用外は別）となり、食事代も次のとおり負担が減額されます。1食あたり260円が、①の場合、100円、②の場合、210円（91日以上入院分は申請により160円）
 ※③1%は総医療費の267,000円を超えた分が対象です。年間で4回目の支給から80,100円は44,400円になります。

②同じ世帯の被保険者が2人以上の場合で、年間総収入の合計額が520万円未満

医療費の自己負担額は

医療費の自己負担割合は同じ世帯の長寿医療制度の被保険者全員の、住民税の課税標準額が14.5万円未満なら1割負担です。そのほかの人は3割負担となりますが、次の場合には申請すると翌月から1割負担となります（収入のわかるもの・認印・保険証が必要です）。

①同じ世帯の被保険者が1人の場合で、年間総収入の合計額が38.3万円未満、または、同じ世帯の70歳以上の方と合算した年間総収入の合計額が520万円未満